

意見募集案件	北広島市空家等対策計画の改定について
担当課	市民環境部 市民参加・住宅施策課 電話 011-372-3311 内線 4123

意見募集期間	令和2年12月1日(火) から 令和3年1月4日(月) まで
公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(市民参加・住宅施策課 4階 17番窓口) 及び 各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館(本館)、 ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月1日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は 行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	市民環境部 市民参加・住宅施策課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 FAX 011-372-6188 電子メールアドレス:jutaku@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和3年1月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理 由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成29年11月「北広島市空家等対策計画」を策定し、空家等に関する必要な措置 を講じてきましたが、計画期間が上位計画の総合計画に合わせ令和2年度末までと なっていることから、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間 として計画の改定を行います。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 全国と同様、本市においても空家等が増加傾向にあることから、計画を改定し今後 も空家等対策を効果的に進めていきます。 (3) 根拠となる法令等 空家等対策の推進に関する特別措置法等 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 今後も空家等の発生の抑制や利活用の促進、管理不全な空家等の防止と解消等 に向けて施策に取り組んでいきます。
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市空家等対策計画」(改定素案)のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に計画を決定し令和3年4月施行予定